

仕様書

- 1 案件名 令和7年度執行予定衆議院議員総選挙等における期日前投票期間及び投票期日の投票管理者等の昼食・夕食弁当（平野区役所）買入
- 2 実施日 期日前投票期間：衆議院議員総選挙（予定）の公示の翌日から、投票期日の前日まで
投票期日
- 3 昼食・夕食（弁当）の仕様等

昼食・夕食ごとに、弁当・汁物・飲料を1セットとし、製造・配達を行う。

昼食は1セット900円（税込）、夕食は1セット900円（税込）とする。

※金額には、製造・配達に係る費用も含む。

（1）弁当（一般的な幕ノ内弁当）

- ・主食：昼食・夕食ともに米飯を1品目以上とすること。※米飯の盛付け方は俵型でなくとも良い
- ・主菜及び副菜：昼食・夕食ともには6品目以上とすること。

（献立参考例）

- 天ぷら、紅鮭、だし巻き、ほうれん草のお浸し、ひじき豆煮、ポテトサラダ
- ・参考例献立の主菜及び副菜と同等以上とすること。
 - ・基本日替わり内容とすること。
 - ・昼食と夕食は、内容を変えること。※最低限、主菜の内容を変えること。
 - ・使い捨て容器及び箸を付けること。
 - ・肉類、魚類、野菜類のそう菜をバランスよく配置した弁当とすること。
 - ・健康面に配慮し、揚げ物そう菜や塩分濃度の高いそう菜が偏ったりすることのない弁当とすること。（参考：従事者平均年齢50～60代）
 - ・食材の選定や調理にあたっては食中毒対策を十分考慮し、概ね27℃の室内で4時間程度の保存に耐えうるものとし、必要に応じて保冷剤を付けること。保冷剤を付ける場合は、お弁当箱が濡れないように工夫した状態で納品すること。
 - ・食物アレルギーの特定原材料について表示すること。※お弁当ごとに表示するか、納品箇所につ

き最低1枚はアレルギー表示が記載された用紙を納品箇所へ提出すること。

(2) 汁物

- ・紙コップ等の使い捨て容器を付けること。
- ・インスタント可とする。

(3) 飲料（お茶）

- ・180ml～500mlでペットボトル、缶、紙パック可とする。

4 配達先、発注個数、金額

(1) **期日前投票期間の弁当 11日分（毎日）**

配達先と個数、及び金額については、別紙1配達先一覧（予定）を参照すること。

※配達先及び個数については、平野区内において変更する場合があります。

ア 昼食用弁当は午前11時まで、夕食用弁当は午後4時30分までに本市が指定する場所へ
指定個数を配達すること。配達時間は厳守し絶対に遅延しないこと。

イ 平野区役所及び北部サービスセンターの昼食用弁当の空き容器等については、夕食用弁当配
達時に回収し、夕食用弁当の空き容器については、翌日の昼食用弁当配達時に回収すること。
平野区民センターについては、昼食用弁当の空き容器を翌日の昼食用弁当配達時に回収するこ
と。なお、最終の弁当引き渡し後は、空き容器については回収不要とする。

(2) **投票期日（選挙当日）の弁当**

配達先と個数、及び金額については別紙2配達先一覧（予定）を参照すること。

※配達先については、平野区内において変更する場合があります。

ア 昼食用弁当は午前11時まで、夕食用弁当は午後4時30分までに本市が指定する場所へ
指定個数を届けること。配達時間は厳守し絶対に遅延しないこと。

イ 昼食用弁当の空き容器等については、夕食用弁当配達時に回収すること。
なお、最終の弁当引き渡し後は、空き容器については回収不要とする。

5 その他

(1) 配達場所については、事前に確認を行うこととし、配達時間を厳守すること。

- (2) 契約後速やかに、別紙3献立表を提出すること。
- (3) 納品書については弁当を納品時に本市職員に提出すること。請求書は事業終了後速やかに本市担当者まで提出すること。※弁当代金は納品書、請求書提出後に一括して支払う。
- (4) 本業務履行中の事故については、一切を請負人の責任とし、発生した損害についても、請負人がすべてを負担すること。
- (5) 納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。
- (6) その他本仕様書に記載のない事項については、その都度、書類等により確認を行うとともに、本市の指示を遵守すること。
- (7) 選挙の実施日が変更となった場合、本市と受注者で協議の上、納入日時等の仕様内容を変更することがある。

6 連絡先

平野区役所総務課 担当：郷司、中川

住所：大阪市平野区背戸口3-8-19 5階

電話：06-4302-9625

配達先一覧(予定)

●期日前投票期間

衆議院議員総選挙(予定)の公示の翌日から、投票期日の前日まで11日間

配達先	所在地	1日必要個数		備考
		昼	夜	
平野区役所	5階	背戸口3丁目8番19号	3個	3個
北部サービスセンター	2階	加美鞍作1丁目9番3号	3個	3個
平野区民センター	1階	長吉出戸5丁目3番58号	3個	0個
期日前投票期間合計個数		99個	66個	165個

配達先一覧(予定)

●投票期日分

配達先	施設名称	所在地	必要個数		備考
			昼	夜	
平野投票所	平野小学校	平野宮町1丁目9番29号	9個	9個	
平野西投票所	平野西小学校	背戸口4丁目1番31号	9個	9個	
摂陽投票所	摂陽中学校	平野西3丁目4番7号	9個	9個	
平野南投票所	平野南小学校	平野南2丁目3番8号	9個	9個	
喜連東投票所	喜連東小学校	喜連東2丁目2番17号	9個	9個	
喜連北投票所	喜連北小学校	喜連1丁目7番4号	9個	9個	
喜連投票所	喜連小学校	喜連7丁目6番4号	9個	9個	
喜連西投票所	喜連西小学校	喜連西3丁目17番61号	9個	9個	
長吉第一投票所	長吉出戸小学校	長吉出戸3丁目1番43号	9個	9個	
長吉第二投票所	長吉西中学校	長吉長原西3丁目8番21号	9個	9個	
長吉第三投票所	長吉東小学校	長吉出戸8丁目8番41号	9個	9個	
長吉第四投票所	長吉六反中学校	長吉六反4丁目9番61号	9個	9個	
長吉第五投票所	長吉南小学校	長吉六反3丁目2番17号	9個	9個	
瓜破投票所	瓜破小学校	瓜破5丁目3番11号	9個	9個	
瓜破北投票所	瓜破北小学校	瓜破1丁目8番33号	9個	9個	
瓜破西投票所	瓜破西中学校	瓜破西2丁目12番22号	9個	9個	
瓜破東投票所	瓜破東小学校	瓜破東2丁目5番78号	9個	9個	
加美北投票所	加美北小学校	加美北7丁目4番10号	9個	9個	
加美投票所	加美小学校	加美正覚寺3丁目13番35号	9個	9個	
加美東投票所	加美東小学校	加美東5丁目9番25号	9個	9個	
加美南部投票所	加美南部小学校	加美南1丁目9番17号	9個	9個	
選挙管理委員会本部	平野区役所	背戸口3丁目8番19号	2個	2個	手話通訳2名
選挙当日合計個数			191個	191個	382個

単価900円 単価900円

全体合計個数(期日前+選挙当日)	290個	257個	547個
全体合計金額	¥261,000	¥231,300	¥492,300

献立表（期日前投票期間）

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
昼								
夜								

	9日目	10日目	11日目
昼			
夜			

献立表（投票期日）

昼	
夜	

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の平野区役所総務課（連絡先：06-4302-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。